

## 小児用肺炎球菌予防接種助成事業について

町では、平成 22 年度から小児用肺炎球菌予防接種を「町が行政措置として行う法定外予防接種」と位置づけ接種費用の全額助成をしています。

法定外予防接種とは、予防接種法に基づく定期予防接種とは異なり、任意により受けるもので、強制するものではありません。

### 小児用肺炎球菌予防接種とは

肺炎球菌は、ヒブ（Hib）とならんで子どもの化膿性髄膜炎や肺血症、肺炎、中耳炎等の粘膜を中心とした感染症を起こす菌です。特に細菌性脊髄炎は重症化しやすく、てんかん、難聴、発達障害などの後遺症が残ったり、生命にかかわる場合もある病気です。ヒブに比べて頻度は低いですが、化膿性髄膜炎を発症すると、てんかんや発達障害などの後遺症が残ったり、生命にかかわる場合もある病気です。

小児用肺炎球菌ワクチン（7 価）は、高齢者に使用している肺炎球菌ワクチン（23 価）とは異なり、子どもが重い病気を起こす原因となる肺炎球菌のうち、7 つの型で起こる重症感染症の 70 パーセント以上を予防することができます。

#### 1. 対象者

- ・生後 2 か月から 4 歳の奈義町に住所を有する（住民基本台帳が奈義町にあること）乳幼児
- ・なお、対象者には個人に通知しています。通知に同封している資料や説明をよく読み、理解したうえで、保護者が希望する場合により接種できるものです。

#### 2. 接種医療機関

町内委託医療機関

- ・奈義ファミリークリニック（奈義町豊沢 292-1）電話 36-3012
- ・野々上医院（奈義町滝本 1332-1）電話 36-8282

県内であれば、町内の医療機関と同様に接種を受けることができます。

#### 3. 接種回数

接種開始の時期により 4 回接種から 1 回接種まで異なります。

- ・生後 2 か月以上 7 か月未満で開始する場合は、27 日間以上の間隔で 3 回接種（3 回目接種については生後 12 か月未満までに完了する）し、3 回目から 60 日の間隔をおいて 1 回接種（標準としては生後 12 か月～15 か月の間）。
- ・生後 7 か月以上 12 か月未満で開始する場合は、27 日間以上の間隔で 2 回接種し、2 回目の接種後 60 日間以上の間隔で、生後 12 か月を超えてから 1 回接種
- ・1 歳以上 2 歳未満で開始する場合は、60 日間以上の間隔をあけて 2 回接種
- ・2 歳以上 4 歳（5 歳未満）で開始する場合は、1 回接種

**4. 料金**

無料（町負担金額は 11,100 円／回）

**5. 予防接種を受ける際の注意**

- ・ 事前に接種を希望する医療機関に予約をしてください。
- ・ 保護者が同伴し、体調の良い時に受けてください。
- ・ 必ず、母子手帳、健康保険証、乳幼児・児童生徒医療費受給資格者証をご持参ください。